

引渡日時及び配達先を変更して引き渡すことがあります。ただし、荷物の外装若しくは送り状の見やすいところに、変更等を要しない旨を明瞭に記載した場合については、この限りではありません。

(引渡しができない場合の措置)

第十三条 当社は、荷受人を確知することができないとき、又は荷受人が荷物の受取を怠り若しくは拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

2 前項に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分に要した費用は荷送人の負担とします。

(引渡しができない荷物の処分)

第十四条 当社は、相当の期間内に前条第一項に規定する指図がないときは、荷送人に対し予告した上で、その指図を求めた日から三月経過した日まで荷物を保管した後、公正な第三者を立ち合わせてその売却その他の処分をすることができます。ただし、荷物が変質又は腐敗しやすいものである場合であって、相当の期間内に指図がないときは、荷送人に対し予告した上で、直ちに荷物の売却その他の処分をすることができます。

2 当社は、前項の規定により処分したときは、遅滞なくその旨を荷送人に対して通知します。

3 当社は、第一項の規定により荷物を処分したときは、その代金を指図の請求並びに荷物の保管及び処分に要した費用に充当し、不足があるときは荷送人にその支払いを請求し、余剰があるときはこれを荷送人に返還します。

(指図)

第十五条 荷送人は、当社に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

2 前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引き渡した時に消滅します。

3 第一項に規定する指図に従って行う処分に要する費用は、荷送人の負担とします。

(指図に応じない場合)

第十六条 当社は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。

2 当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(事故の際の措置)

第十七条 当社は、荷物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

2 当社は、荷物に著しいき損を発見したとき、又は荷物の引渡し荷物引渡予定日より著しく遅延すると判断したときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

3 当社は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき、又は当社の定めた期間内に指図がないときは、荷送人の利益のために、その荷物の運送

の中止、返送その他の適切な処分をします。

- 4 当社は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 5 第二項の規定にかかわらず、当社は運送上の支障が生ずると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。
- 6 当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 7 第二項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分又は第三項の規定による処分に要した費用は、荷物のき損又は遅延が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥によるときは荷送人の負担とし、その他のときは当社の負担とします。

(危険品等の処分)

- 第十八条 当社は、荷物が第六条第一第七号アに該当するものであることを運送の途上で知ったときは、荷物の取卸しその他運送上の損害を防止するための処分をします。
- 2 前項に規定する処分に要した費用は、荷送人の負担とします。
 - 3 当社は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(事故証明書の発行)

- 第十九条 当社は、荷物の滅失に関し証明の請求があったときは、荷物引渡予定日から一年以内に限り、事故証明書を発行します。
- 2 当社は、荷物のき損又は遅延に関し証明の請求があったときは、荷物を引き渡した日から十四日以内に限り、事故証明書を発行します。

(責任の始期)

- 第二十条 荷物の滅失又はき損についての当社の責任は、荷物を荷送人から受け取ったときに始まります。

(責任と挙証)

- 第二十一条 当社は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の受取、引渡し、保管及び運送に関し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延について損害賠償の責任を負います。

(免責)

- 第二十二条 当社は、次の事由による荷物の滅失、き損又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。
- 一 航空機の運航上の変更によるやむを得ない場合
 - 二 荷物の欠陥、自然の消耗
 - 三 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
 - 四 同盟罷業若しくは同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
 - 五 不可抗力による火災
 - 六 予見できない異常な交通障害
 - 七 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災

- 八 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 九 荷送人が記載すべき送り状の記載事項の記載過誤その他荷送人又は荷受人の故意又は過失

(引受制限荷物等に関する特則)

- 第二十三条 第六条第一項第五号に該当する荷物については、当社は、その滅失、き損又は遅延について損害賠償の責任を負いません。
- 2 第六条第一項第七号に該当する荷物については、当社がその旨を知らず運送を引き受けた場合は、当社は、荷物の滅失、き損又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。
 - 3 壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を要する荷物については、荷送人がその旨を送り状に記載せず、かつ、当社がその旨を知らなかった場合は、当社は、運送上の特段の注意を払わなかったことにより生じた荷物の滅失又はき損について、損害賠償の責任を負いません。

(責任の特別消滅事由)

- 第二十四条 荷物のき損についての当社の責任は、荷物を引き渡した日から十四日以内に通知を発しない限り消滅します。
- 2 前項の規定は、当社がその損害を知って荷物を引き渡した場合には適用しません。

(損害賠償の額)

- 第二十五条 当社は、荷物の滅失による損害については、荷物の価格（発送地における荷物の価格をいう。以下同じ。）を送り状に記載された責任限度額（以下「限度額」という。）の範囲内で賠償します。
- 2 当社は、荷物のき損による損害については、荷物の価格を基準としてき損の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。
 - 3 前二項の規定に基づき賠償することとした場合、荷送人又は荷受人に著しい損害が生ずることが明白であると認められるときは、前二項の規定にかかわらず、当社は限度額の範囲内で損害を賠償します。
 - 4 当社は、荷物の遅延による損害については、次のとおり賠償します。
 - 一 第十条第一項、第三項及び第四項の場合 第十二の不在連絡票による通知が荷物引渡予定日の翌日又は配達希望日の翌日までに行われたときを除き、荷物の引渡しは荷物の引渡予定日の翌日又は配達希望日翌日まで行われなかったことにより生じた財産上の損害を運賃等の範囲内で賠償します。
 - 二 第十条第二項の場合 その荷物をその特定の日時に使用できなかったことにより生じた財産上の損害を限度額の範囲内で賠償します。
 - 5 荷物の滅失又はき損による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、当社は、第一項、第二項又は第三項の規定及び前項の規定による損害賠償の合計額を限度額の範囲内で賠償します。
 - 6 前各項の規定にかかわらず、当社の故意又は重大な過失によって荷物の滅失、き損又は遅延が生じたときは、当社はそれにより生じた一切の損害を賠償します。

(運賃等の払戻し等)

第二十六条 当社は、天災その他やむを得ない事由又は当社の責任による事由によって、荷物の滅失、著しいき損又は遅延（第十条第二項の場合に限る。）が生じたときは、運賃等を払い戻します。この場合において、当社が運賃等を収受していないときは、これを請求しません。

(時効)

第二十七条 当社の責任は、荷受人が荷物を受け取った日から一年を経過したときは、時効によって消滅します。

2 前項の期間は、荷物が滅失した場合においては、荷物引渡予定日からこれを起算します。

3 前二項の規定は、当社がその損害を知っていた場合には、適用しません。

(荷送人の賠償責任)

第二十八条 荷送人は、荷物の欠陥又は性質により当社に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷送人が過失なくしてその欠陥若しくは性質を知らなかったとき、又は当社がこれを知っていたときは、この限りではありません。